

〔平16.10.22〕
〔基礎小24-5〕

資 料

（金融所得課税（地方税））

目 次

・ 住民税（金融関係）の概要	1
・ 利子割、配当割及び株式等譲渡所得割	2
・ 道府県民税利子割の仕組み	3
・ 道府県民税配当割・株式等譲渡所得割の仕組み	4
補足説明資料（個人住民税関係）	
・ 個人住民税収の内訳の推移	5
・ 給与所得者の課税標準段階別の納税義務者数及び市町村民税所得割額のシェア	6
・ 地方税の徴税費・税務職員数の推移	7

住民税(金融関係)の概要

- 利子割、配当割、株式等譲渡所得割は、道府県民税となっている。
- 市町村へは、道府県が収入した金額の一定割合が交付される。

○利子割 利子等に対する課税

税率 5%

16年度収入見込額 2,833億円

○配当割 一定の上場株式等の配当等に対する課税

税率 5%(平成16年1月1日～平成20年3月31日の間は3%)

16年度収入見込額 720億円

○株式等譲渡所得割 一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得に対する課税

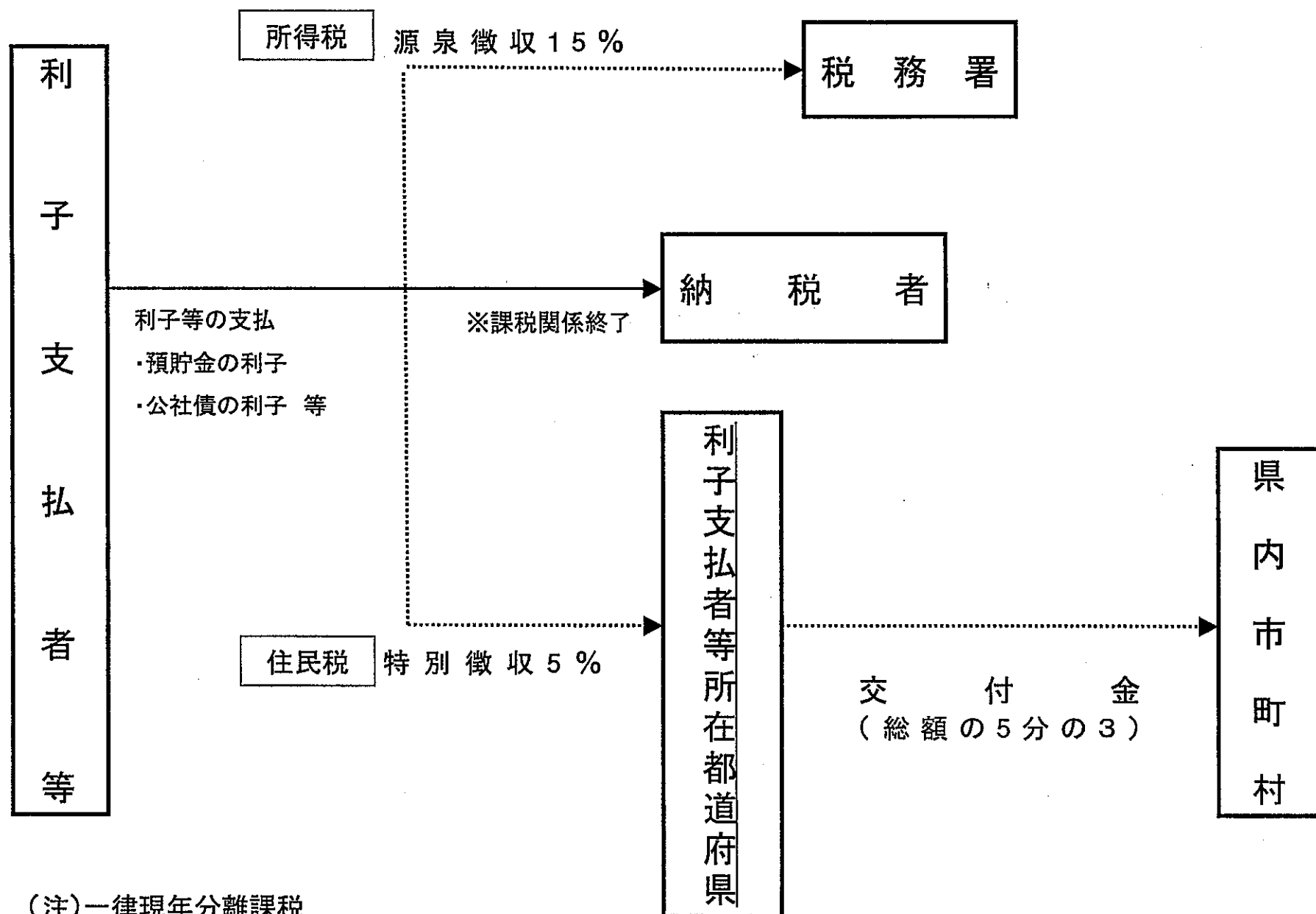
税率 5%(平成16年1月1日～平成19年12月31日の間は3%)

16年度収入見込額 414億円

利子割、配当割及び株式等譲渡所得割

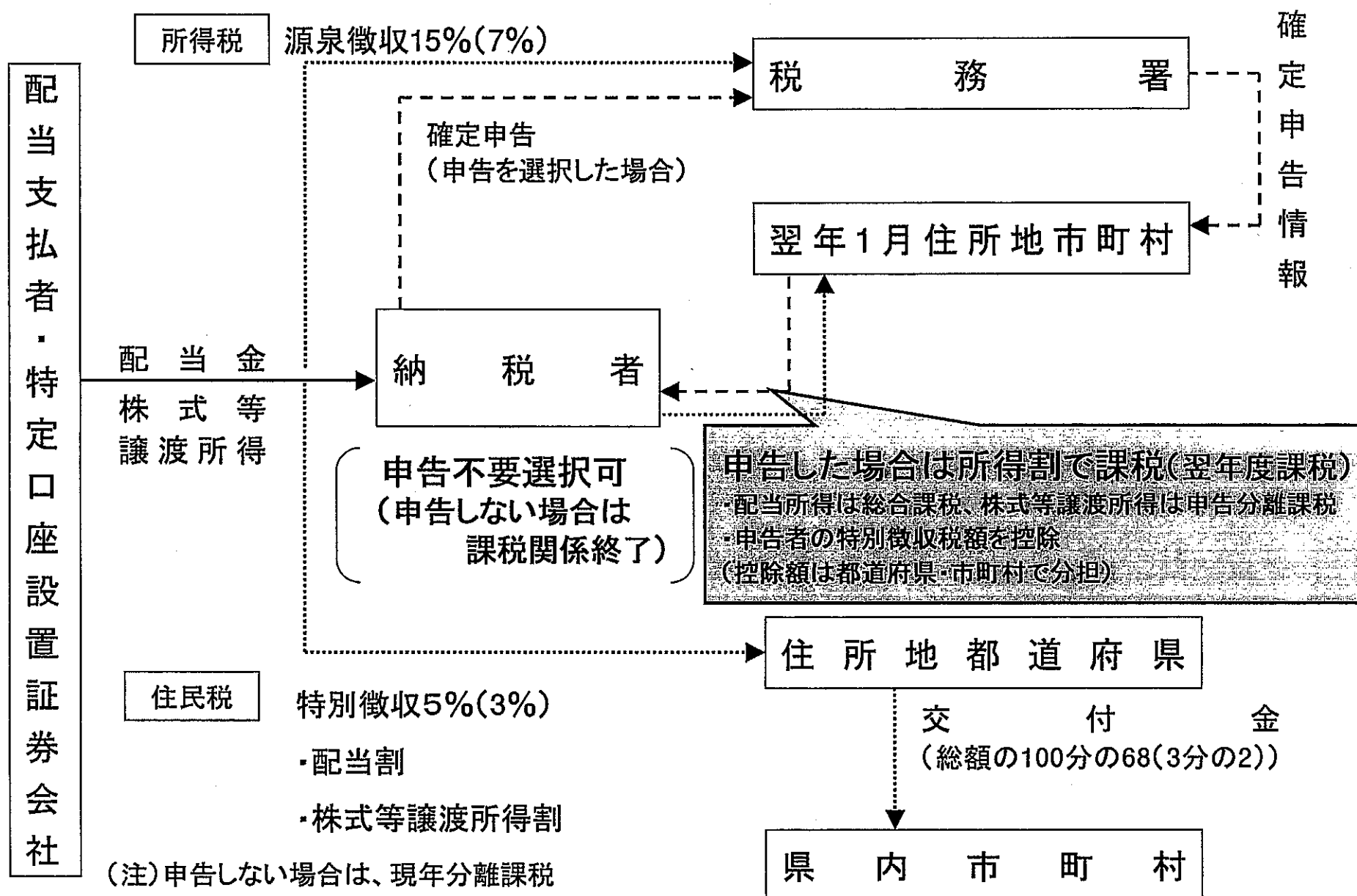
	利子割	配当割	株式等譲渡所得割
① 課税主体	金融機関の所在する都道府県	配当の支払時の個人の住所地都道府県	譲渡の対価の支払日の属する年の 1月1日現在の個人の住所地都道府県
② 納税義務者	利子等の支払を受ける者	上場株式等の配当等の 支払を受ける個人	所得税において源泉徴収を選択した 特定口座における上場株式等の譲渡の 対価等の支払を受ける個人
③ 課税標準	支払を受けるべき利子等の額	上場株式等の配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の 譲渡益
④ 税率	5 %（所得税 1 5 %）	5 %（所得税 1 5 %） （平成16年 1 月 1 日～平成20年 3 月31日の間は 3 %（所得税 7 %））	5 %（所得税 1 5 %） （平成16年 1 月 1 日～平成19年12月31日の間は 3 %（所得税 7 %））
⑤ 交付金	利子割収入額から徴税费相当額 （5 %）を控除した後の金額の 5 分の 3 を市町村へ交付	配当割・株式等譲渡所得割収入額から徴税费相当額（5 %）を控除した後の 金額の 1 0 0 分の 6 8 （ただし、軽減税率実施期間については 3 分の 2 ）を 市町村へ交付	
	各市町村へは、当該市町村に係る個人道府県民税収入決算額の県計に対する割合（前年度以前 3 年度分の平均値） に応じて配分		

道府県民税利子割の仕組み



(注)一律現年分離課税

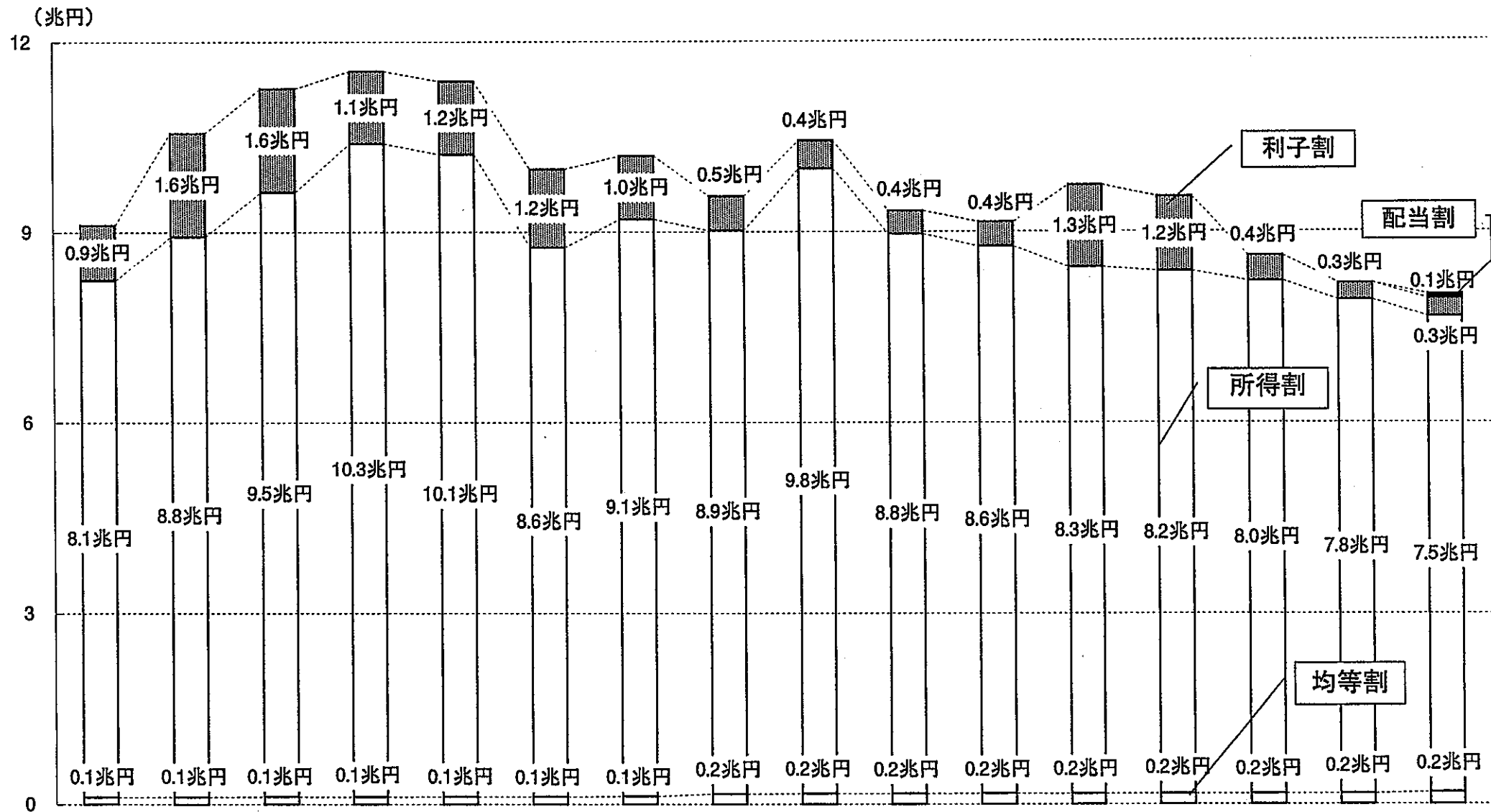
道府県民税配当割・株式等譲渡所得割の仕組み



補 足 説 明 資 料

（個人住民税関係）

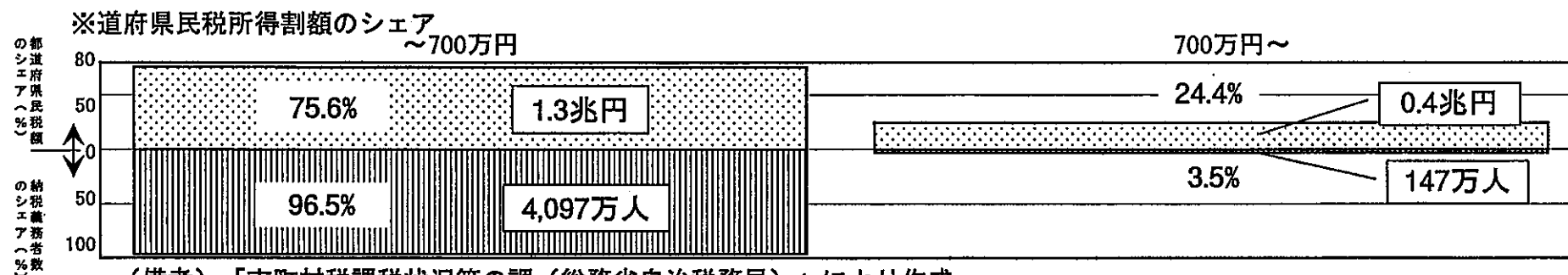
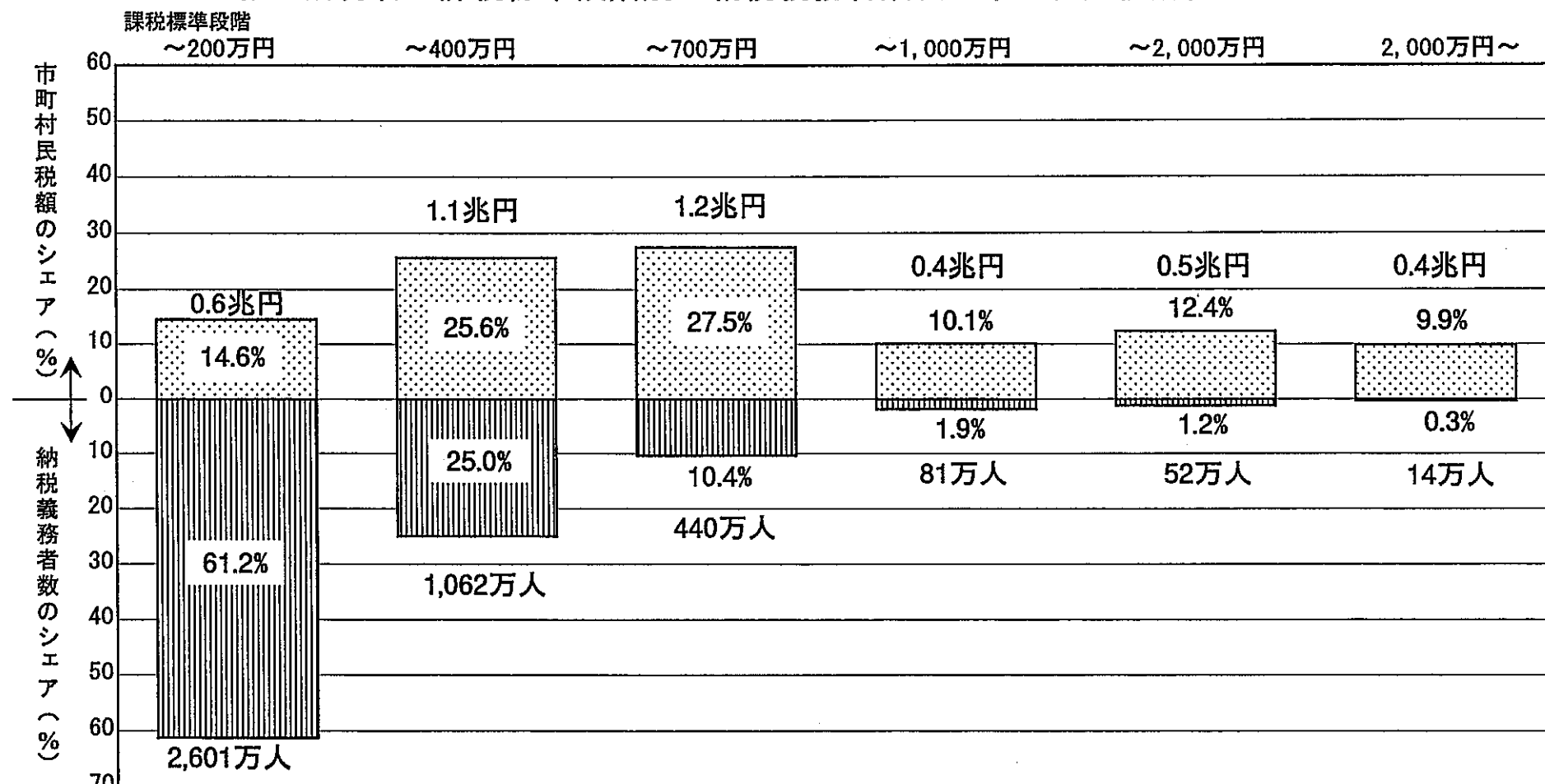
個人住民税収の内訳の推移



年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
全体	9.1	10.6	11.3	11.5	11.4	10.0	10.2	9.6	10.4	9.3	9.1	9.7	9.5	8.6	8.2	8.1

(注) 平成14年度までは決算額、15年度及び16年度は地方財政計画額による。

給与所得者の課税標準段階別の納税義務者数及び市町村民税所得割額のシェア



(備考) 「市町村税課税状況等の調(総務省自治税務局)」により作成。

(注) 給与所得者とは、各所得金額のうち、給与所得が最も大きい者である。

地方税の徴税費、税務職員数の推移

年度	区分	地方税収	徴税費	税額100円 当たり 徴税費	税務職員数
		億円	億円	円	人
昭和	61	246,282	6,537	2.65	86,027
	62	272,040	6,810	2.50	85,978
	63	301,169	7,008	2.33	85,630
平成	元	317,951	7,480	2.35	85,380
	2	334,504	7,947	2.38	84,889
	3	350,727	8,331	2.38	84,660
	4	345,683	9,063	2.62	84,668
	5	335,913	9,113	2.71	84,743
	6	325,391	9,118	2.80	84,872
	7	336,750	9,650	2.87	84,792
	8	350,937	9,675	2.76	84,545
	9	361,555	9,547	2.64	84,491
	10	359,222	9,765	2.72	84,090
	11	350,261	9,402	2.68	83,576
	12	355,464	8,984	2.53	82,518
	13	355,488	9,131	2.57	81,623
	14	333,785	8,784	2.63	80,962

※ 徴税費とは、都道府県及び市町村の徴収事務に係る人件費、需用費、徴収取扱費等の合計である。